

令和元年度 第4回富田林市多文化共生推進委員会 会議録

日時：令和2年2月10日（月） 午後2時00分～3時15分

場所：富田林市役所 902会議室

出席委員：10人（欠席委員：0人） 事務局：3人

傍聴者：2人

1. 開会

2. 議事

(1) 富田林市多文化共生推進指針の改定について

①パブリックコメントの実施結果について

- ・事務局より、「パブリックコメントの実施結果について」説明（説明省略）。

委員長 パブリックコメントの1番目の意見は、多文化共生のまちづくりを進めるうえで国際コミュニケーション力を備えた人材の育成が必要であると指摘しているが、府立高校や大学の運営上のことについて市は提案できる立場ではなく、資料中の市の考え方に書かれているように、「参考にさせていただく」ことしかできないだろう。

ただ、本意見に関連し、市民の多文化共生意識の醸成に関する素案の記述については考えたい。2019年12月に改定された国のSDGs実施指針では、持続可能な開発のための教育（ESD）の取組みや、教育機関に対する期待の記述がより充実している。

例えば第4章の「市民の国際感覚の醸成と多文化理解の向上」の今後の取組みに、「SDGs実施指針なども踏まえ、市内の学校やさまざまな団体によりESDの推進が行われることを期待する」などと記述するのはいかがか。また、新学習指導要領にもSDGsやESDに関することがうたわれているので、言及してはどうか。

委員 ESDの観点を踏まえ、新学習指導要領では小・中学校教育において、知識・技能の定着に加えて、目の前にある課題を自分で見つけ出して問題解決していくような力を育成することが求められている。そういったことも踏まえた記述ができるのではないだろうか。

委員 SDGsやESDの学びは、例えば高校生がボランティアで国際交流協会や市の活動にかかわるなど、実際の出会いやつながりの中で経験していくことも重要である。市内の高校に海外につながりのある生徒がいれば、関心を持つ生徒も

いるだろう。

また、今後、災害時多言語支援センターの設置や避難所の巡回にあたって、フットワークの軽い若者の力を借りることを考えたとき、地域において若者世代が日中にいるところといえば、事業所や教育機関になるだろう。特に教育機関と連携するうえでは、国際交流協会や市が、SDGs や ESD に関してボランティア活動等を通じた実践的な学びの場を提供できるという点をアピールすることも有効ではないか。

委員長 教育機関との連携について、体験に根差した学習の方が理解も深まるし、災害時等においても地域の力になるという社会的な側面もあるだろうというご指摘である。素案に加筆するならば、具体的にどの部分になるか。

副委員長 第4章の「教育」のところになるのではないか。

委員長 ここでいう「教育」は、主として外国人市民向けの施策ではないか。

副委員長 多文化共生ネットや、手引書『多文化な学校へ ほっぷ・すてっぷ・じゃんぷー外国にルーツを持つ・日本語指導に配慮が必要な児童生徒・保護者と一緒に歩む学校づくりへー』の改訂を検討するという内容が記載されている。例えば、市内の高校で国際交流協会に依頼や相談に来ているところもあるし、協会から各小・中学校への国際理解学習の講師派遣も行っているが、その取組みをこれからどのように発展させていくかは、手引書の改訂の過程で詰めていくことになるだろう。この指針にそこまで詳細に載せなくても良いのではないか。

委員長 第4章の「地域社会に対する意識啓発」の今後の取組みの中で、国際理解学習に関して「外国文化の紹介だけでなく、外国人市民が地域社会でどのように暮らしているのかなどの理解を通じて、市民の多文化共生意識の醸成を図る」という記述がある。関連して新学習指導要領やSDGs 実施指針への言及を盛り込めないか。

事務局 ここにESDに関する記述を盛り込むよう、調整させていただく。

副委員長 我々委員としては、そういう啓発事業や人権感覚、多文化共生意識といったものが国際コミュニケーション力のことだと考えているということである。

委員長 国際コミュニケーション能力をすなわち外国語の運用能力と考える方もおられるが、本委員会の考える国際コミュニケーション能力はより広い概念である。

委員 2番目の意見では、「公民館の職員を地域に貢献するコーディネーターに」ということが記載されている。本市で公民館の職員をコーディネーターにすると、地域に偏りが出るのではないか。

委員長 外国人市民と行政、地域の他のアクターをつなぐ「多文化共生マネージャー」研修の修了者が、市役所に籍を置いている場合がある。各市の考え方や、各人の個別の事情が複合的に重なって、例えば市民協働や地域福祉の担当課、あるいは公民館に配置されている場合もあるかもしれない。

この意見は市として、市外在住者から提出された意見であることから公表しないということであり、委員長としても特に異論はないが、コーディネーターの必要性については重要な指摘である。本委員会として内容についてどう捉え、素案に反映するべきかどうか。もし反映する場合はどこが適切なのか。

委員 この意見では、「市民協働課や国際交流協会の職員の方々が、横断的な視点で」「公民館の職員が各地域に根差して活動する縦の取り組み」と記述されている。川口市では、市内に公民館が32か所もあるようだ。国際交流協会がハブとして機能することは当然重要だが、市内での地域格差や偏りの解消を考えると、地域ごとにある公民館をどう活用するかというところで横と縦と表現しておられるのではないか。他市に置き換えたとき、その役割を担うのは必ずしも公民館である必要はないと考えるが、「市内でのアクセスのしやすさ、しにくさ」という視点は、本市の指針においても反映されて良いのではないだろうか。

委員 本市の場合、「公民館」という名称の施設は3か所あり、社会教育施設として、地域の文化芸術的な活動の拠点となっている。例えば、全国のまちづくりが盛んな地区には「公民館」という施設があり、地域のまちづくり協議会の事務所や拠点となっていることが多い。

副委員長 「公民館」と名付けられている施設の位置づけが、本市のそれとは異なるのではないか。地域の集会所なども公民館としているのかもしれない。

委員長 現在の素案上、地域展開に関しては、例えば地域福祉を担うコミュニティソーシャルワーカー（CSW）と多文化共生との連携について、第4章の「生活」のうち「福祉・医療・子育て」の今後の取組みにおいて言及している。外国人市民が生活上の相談事があるとき、国際交流協会に直接的または間接的につながりがあれば、協会に行くこともあるだろう。一方で、そのような人的ネットワークがない、あるいは地理的に協会が遠い場合などは、地域に根差した活動をするCSWが相談先になれるのではないか。本意見の意図するところがそのようなことであれば、本委員会としても既に検討し、記述しているとも言えるだろう。あるいは、委員からもう一步踏み込んだ記述のご提案があればお願いしたい。

委員 CSWに加えて、さらに民生委員など、地域の状況をよく知る人々との連携について触れても良いのではないか。豊中市でも、民生委員の方々は地域の細かな情報を拾っておられることがある。公民館でなくても、そういうところと連携することで、ずいぶん拾える情報があるのではないか。豊中市でも連携といってもそれほど特別なことはしておらず、民生委員の会合の場で取組みを紹介させてもらったり、地域の集まりに呼んでもらったりという程度だが、それでつながったり浮かび上がったものがある。

委員長 例えば、民生委員の人たちが集まっておられる場で、国際交流協会の取組み

をプレゼンするような機会があるということか。

委員 民生委員の研修会などもあるし、社会福祉協議会が地区ごとに民生委員を含むいろいろな人を集めてワークショップを実施するときなどに参加し、短い時間でも国際交流協会について紹介や話をするようにしている。

委員長 そのような蓄積があると、情報が集まるようになるとか、「国際交流協会に電話してみよう」という発想にもつながるだろう。CSW の記述に続けて、民生委員という具体的な文言を書き加えてはどうかというご意見である。ぜひ市でご検討いただきたい。

委員 素案では、今、本市で地域福祉の担い手として中心になっていただいているCSW を挙げ、それ以外に民生委員もイメージしながら「等」としている。ご提案のあった民生委員という文言を入れるとなると、担当課との協議が必要である。もし盛り込めなかった場合でも、例えばCSW の後に「地域と密接な関係にある人材」などの幅広い表現で盛り込んでいきたい。

委員長 実際にどういう取組みをされるかについては、当然、市の中でさらに検討していただく必要があるが、ぜひ具体的な文言を盛り込めるよう検討していただきたい。実際に文言として入っていることで、国際交流協会側の意思や時間の都合もあるが、研修等において連携しやすくなる効果もあるだろう。

②多文化共生推進指針【改定版】(素案)について

・事務局より、「多文化共生推進指針【改定版】(素案)」の修正案について説明。

委員長 事務局からの第1章の記述の修正案に関する説明について、意見等があればお願いしたい。

副委員長 修正後の記述も問題ないとは思いますが、厚生労働省が発表している「外国人雇用状況」の届出状況等においても、技能実習や資格外活動(留学生のアルバイト等)を含めて統計を取っている。技能実習制度は労働力不足の調整のためではないという建前は確かにあるものの、実質的には技能実習生も労働力不足を補う存在として理解されているのではないか。

委員 厚生労働省では「技能実習生の労働条件の確保・改善のために」というタイトルのパンフレットも出している。

委員 技能実習生は、日本で実習して習得した技能を母国に持ち帰るもので、日本の労働力不足を補うという目的では来られていない。ただ、技能習得を目的に来日された中で日本人と結婚し、資格を変更して日本で永住する方も確かにおられ、結果として長期的に労働力不足を補うことにつながっていく人も中にはいる。しかし、基本的にはやはり数年で母国に帰るという前提で来日されている人たちである。

事務局 おそらく外国人労働者の中に外国人技能実習生も含めて考えること自体は問題ないと思うが、「労働力不足を補うために、技能実習生をはじめとする…」という記述は技能実習制度の前提と齟齬があると考え、修正した。

委員長 90年代以降、国は労働力不足への対応として、例えば日系人を日本で働きやすくするなどの施策を進めてきた。外国人技能実習生を労働力として受け入れている事業所も実際にあり、実質的には、「技能実習制度は労働力不足を補うために」という形で理解されていることが多いように思う。ただ、事務局の修正案は正確に書かれていることから、原案で良いと考える。

③多文化共生推進指針【改定版】(概要版)(案)について

- ・事務局より、「多文化共生推進指針【概要版】(案)」について説明(説明省略)。

委員 概要版に使用している書体は、ユニバーサルデザインフォントか。

事務局 ユニバーサルデザインの「UD デジタル教科書体」を使用している。

副委員長 できるだけ単語の途中で改行されないようにしていただきたい。また、やさしい日本語版も出るということだが、通常版にもふりがなを打つことは可能か。

事務局 対応は可能である。

委員 概要版は指針の本体冊子よりも配られる枚数や機会が多いただろう。多文化共生に関心をもっていない人にも指針本体を読んでもらうために、概要版を手にとった人の興味を引く工夫が最初にほしい。数字、特にパーセンテージを出して、例えば外国籍の人口や国籍構成の状況を示すなど、最初の部分に興味関心をもってもらえる工夫があると、情報や認識を伝えながら、その後続く部分を読んでもらうための仕掛けになるのではないか。

また、多言語に翻訳し、いろいろな人に配布することを考えたときに、相談対応の拠点となる国際交流協会の連絡先を載せるなど、読み手に対して次に繋がるようなことが書いてあればなお良いと考える。

副委員長 今のご意見を受けて、多くの人に読んでもらうためにはこの見開きの大きさに収まっていることが重要であることから、やさしい日本語版が出るなら、ふりがな対応の優先順位は下げさせていただいて構わない。

(2) その他

委員長 今後のスケジュールについて、事務局より説明をお願いします。

事務局 本委員会の資料に関してご意見等があれば、2月17日(月)までに事務局までご連絡いただきたい。その後、ご意見を集約して岡島委員長と事務局の間で調整させていただき、指針は3月上旬頃に策定というスケジュールで進めていきたい。

- 委員長　それ以外にも委員の皆様から連絡事項等があればお願いします。
- 委員　指針の策定後、例えばシンポジウムや講演会等を開催すれば良い発信の機会になると考えるが、現時点で何か予定はあるか。指針改定のための聞き取りで得た事業者等とのつながりを維持するためにも、そのような場があれば、関係者に声をかけられるのではないか。
- 委員長　聞き取りの中では、国際交流協会の活動内容をよく知らないという声も多かった。指針の改定を契機に、それを戦略的に活用していくことにより、多文化共生に関する市や協会の考えや具体的に進めている取組みについて、特に、今回新たに接点のできた事業者とのつながりを維持するための機会が必要であるとの考えに賛同する。
- 委員　今年、本市は市制 70 周年を迎え、各種の周年事業を実施予定であり、多文化共生についても何かできないかと模索している。今ご提案いただいたようなことを、新たな取組みである外国人市民会議の発足時に兼ねてできればと思う。時期の問題はあるが、第 1 部で今回聞き取りをさせていただいた方に集まっていただいて新しい指針のお披露目、第 2 部として市民会議を開催するという方法もある。
- 委員長　これで会議は終了するが、最後に委員長として一言申し上げたい。今回、委員の皆様をはじめ、事務局にもしっかりとご対応いただくことができ、本市のような人口規模や、外国籍市民の人口規模で、外国人市民会議の設置がきちんと検討され、指針の改定版の中に記載された。成果だけではなくその過程においても、事業者への聞き取りの機会を複数回持ち、庁内でも例えば保健師への聞き取りを実施するなど、丁寧な対応ができたものと考えている。本市として誇れるものができたのではないか。委員をはじめ、関係者の皆様にお礼申し上げます。

以上